

砂川市庁舎建設検討審議会 第10回会議録

日 時：平成29年9月28日（木）午後6時開会

場 所：砂川市役所 3階 大会議室

出席者

○小篠委員、小関委員、瀬戸委員、大橋委員、岡本委員、鈴木委員、其田委員
石家委員、佐々木委員、田村委員、有澤委員、熊谷委員、杉浦委員、坪江委員
小菅委員、佐藤委員

○事務局

角丸副市長、熊崎総務部長、近藤総務部審議監、畠山庁舎建設推進課長、
徳永庁舎建設推進課副審議監、大西庁舎建設推進課推進係長
(株)大建設計3名

1. 開 会

(事務局)

皆様、大変ご苦勞さまでございます。

定刻となりましたので、ただいまより第10回砂川市庁舎建設検討審議会を開催いたします。初めに、欠席者のご報告をいたします。

本日は、伊藤委員、広庭委員から欠席のご連絡をいただいております。また、まだ見えていない方はこれからお越しになるものと思います。

それでは、会議に入らせていただきます。

2. 会長挨拶

(事務局)

初めに、会長からご挨拶をいただき、その後の議事の進行をお願いいたします。

(会長)

大詰めが近くなり、今日を入れてあと3回となりました。ただ、最後は答申をするだけです。実質的に審議できるのは2回となります。それで基本計画を固めていく段取りです。今日も盛りだくさんの議事が用意されておりますので、適宜、進行していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3. 議 事

(会長)

初めに、報告です。今日は、3名の方から傍聴希望が出ており、傍聴を許可しておりますので、ご報告いたします。

それでは、式次第に沿って進めていきます。

まず、(1)の第9回審議会の内容確認です。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

(1)第9回審議会①意見内容について、資料1に沿って説明し、電気自動車の充電設備の設置に関する意見については、市内ディーラーの電気自動車の販売状況や充電設備の使用頻度、設置・管理に係る費用の状況などを総合的に判断し、庁舎建設に併せて設置するのではなく、将来的な普及状況や社会情勢などを見定めながら、今後、庁舎管理の中で検討していくことを説明。

(会長)

前回の審議会の意見内容の確認でした。

その中で、電気自動車については、維持管理の中で対応していき、基本計画には盛り込まないという方針でいかがかというご提案がありましたが、質問やご意見があればお伺いいたします。

(委員)

ちなみに、充電設備を導入すると1基どのくらいの費用がかかるのか、教えていただければと思います。

(事務局)

まず、道内の自治体で導入しているところは登別市で、庁舎に設置されております。その登別市の状況を見ますと、設置についての事業費が約1,100万円程度となっております。そのほか、年間の維持管理費が55万円程度となっております。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

恐らく、未来永劫、対応しないという話ではありません。多分、電気自動車の様相はこの二、三年ぐらいでがらりと変わってくると思いますが、そうしたときにまた考えようということだと理解していただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、提案のとおりとさせていただきます。

次に、②の窓口・相談機能についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

②窓口・相談機能について、資料2に沿って、前回の審議会で事務局から提案をした「職員の接遇について」の項目の追記について説明。

(会長)

2ページが一番下の⑤に職員の接遇という項目が加わったということです。

これは、市民アンケートやワークショップの中で出された意見で、建物が新しくなるのはいいけれども、職員の対応に問題が散見されるので、ハード整備だけではなく、そういったものを改善するようになっていただけないかということで、ここに反映させたものとなります。

このような項目を足すことについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにさせていただきます。

次に、③の情報発信・交流スペース、周辺環境との調和、周辺施設との連携についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

③情報発信・交流スペース、周辺環境との調和、周辺施設との連携について、資料3に沿って説明し、前回の審議会で意見のあった「これまでの議論経過が分かるよう整理をすること」については、基本計画中の「11. 周辺施設との連携」の後に囲みで追記、また、参考資料として、市民ワークショップの検討経緯、交流スペースのイメージパスについて説明。

(会長)

前回、ここについては、たくさん意見が出ましたので、ワークショップがどういうふうの流れてきたのかを文言で整理すると同時に、交流スペースや情報発信スペースのイメージを共有できるよう、パスをつくっていただき、お示しいただいております。

これらについてご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

(委員)

交流スペースというか、市民スペースの利用は皆さんも非常に注目していて、大事な部分だと思います。ワーキングや市民ワークショップでは好き勝手に意見が出されたわけですが、一つ一つを大事にしようというのはとても大切だと思います。

ただ、具体的にどういったような利活用ができるのかという話は、多分、この審議会の中ではできないと思うのです。ですから、審議会としては、交流スペースは必要ですという議論で収まるのだらうと思うのですが、本当につくるのであれば、利用者の目線も入れて、どんなものができるのか、どんなものがあればいいのかというものを話せる懇話会的なものをしっかり開き、具体的に内容を詰めていかないと、市役所の皆さん、お願いしますと言われても困ってしまうのではないかと思います。

ですから、この審議会とは別に交流スペースについての懇話会みたいなものを検討していただければいいのかと思います。

(会長)

委員は前回も同じ話をされていましたが、そうしたものを位置づけることを基本計画の中のどこかに書き起こしたほうがいいということでしょうか。

(委員)

意見があったことを議事録に残せばいいと思うのです。

実際にこういうふうに使いたいという発想がいっぱいあると思いますが、今の市役所組織でそれができるかどうかはわからないと思うのですね。ですから、地域交流センターゆーのときの手法のように、そういうことについて座談会みたいなもので話し、いろいろな意見を出し、実際にこれならできますね、などと決めていかないと利活用できなくなったら元も子もないので、お願いしたいということです。

(事務局)

どのように活用していくのかを議論する懇話会的なものについてです。

事務局としましては、交流スペースについては、庁舎が開いている時間内でどのような活用ができるのかを考えていきたいと思っております。また、スペースについては、イメージパースをお示ししておりますけれども、この範囲内でどのような利活用が考えられるのかということになります。

懇話会をどのような形で設け、どのようなメンバーにするかはこれから検討していかなければならないと思っております。

(会長)

やっといこうと理解してよろしいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

継続的に企画を考える状態をつくっていこうということのようです。

(委員)

交流スペースについてです。つくるということで話がされてもいいとは思いますが、ただ、つくってみたけれども、余り活用されない、初めはある程度利用がされても、その後、活用がなくなり、つくった価値がないのではないかとなくなってしまうと、用途を変更し、多目的に使っていくのかということがあるのでしょうか。

また、ワークショップで意見が結構出たとおっしゃられていましたが、若い方が大部分だと思えるのですね。でも、このスペースが使えるのは市役所が開いている時間ということで、土・日や祭日は利用できないということでした。仕事をしている人であれば、平日は余り使えないですね。そうすると、使いたいと思うのは土・日や祭日になると思うのですが、そのときに開いていないわけで、余り利用されないのではないかと感じるのですが、

その点はいかがでしょう。

(会長)

庁舎の開館時間や管理運営に関してのお話だと思うのですが、どう考えていくことになるのでしょうか。

(事務局)

庁舎のため、開庁時間外の管理は難しいと考えておりますので、あくまでも開庁時間内にどのような活用がされるのかを今後考えていきたいと思っております。

(委員)

そうすると、活用されないのではないかと危惧します。

利用されるのであればいいのですけれどもね。初めは珍しがって利用するのですけれども、その後、利用されなくなるのが大抵なのです。その辺を考えないと、お金をかけてつくる価値があるのかなと思うのです。また別な活用をしますというのであればいいのです。

(会長)

どうせやるならその辺のことをちゃんと考えて、ずっと使われるような状態をつくるべきだということですね。そのために、先ほどご提案があった懇話会というか、そういう企画を検討する組織をつくり、その中で検討するのだけれども、大きな課題として、開庁時間内でしか使えないということになれば利用も限られるので、その辺も含め、どういう可能性があるのかをその会議なりで考えなければならぬということですね。

(委員)

私は、2ページの囲みで問題はないのではないかと思います。庁舎建設検討審議会ではなく、情報発信・交流スペース、周辺環境との調和、周辺施設との連携は別な観点から検討するなり、ワークショップをするなりしたほうが良いと思います。

庁舎建設についてはある程度固めないと、そんな論議をしていては時間が足りないと思うのです。ですから、4ページのイメージでいいのではないかと思います。市庁舎というのは執務スペースですから、開庁時間しか使えないわけです。

2ページにあるように、公民館や図書館、あるいは、SUBACOや地域交流センターゆうなどがありますし、さらに、総合福祉センターも夜に開いているわけです。ですから、砂川全体の交流なり市民の集いについては、この場ではなく、別な場で論議をしたほうがいいのではないかと思います。

(会長)

今の話は、中身を詰めるのは別の場でやったほうが良いということだったかと思いますが、情報発信・交流スペースの記述を載せるということは、ここにそういうものをつくるということになるわけで、それ自体も削除したほうが良いのではないかと思いますか。

(委員)

そうではなく、このままでいいと思います。

何がしたいのかは、まだわからないわけです。したがって、4ページのものでいいので

はないかということです。建築費もかかるし、余りに時間を使うと補助金がもらえなくなるという制約もあるわけです。

財政的に大変だと思いますので、これでいいのかと思いました。

(会長)

審議会に諮問されている話は来月で終わらして、それを延長するという予定はありませんし、それまでに基本計画の答申を出すのがこの審議会の仕事だと思うのです。その範囲の中で答えが出てくるのですけれども、中身を本当に考えようと思ったら、そんな時間ではできないから、他の委員が言うような形のものをつくり、クリアしていこうということによろしいですか。

(委員)

私はそれでいいと思います。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

開庁時間以外で使えるかどうかは、例えば、設計でクリアすることは考えられないのでしょうか。つまり、レイアウトを変更することで開庁時間以外に活用できるのかどうかの検討は難しいのでしょうか。

(事務局)

基本的には開庁時間ということがあります。また、建物の中のどこの場所にどうつくるかもありますが、セキュリティの関係で一般の方がどこまで入れるようにするかなどもあります。ただ、つくり方の手法としてはいろいろなことが考えられるとは思っております。

(会長)

例えば、小学校の学校開放をやるときに、学校開放ゾーンとそうではないところをシャッターで仕切ります。運営の話は複雑でして、その話は私もあずかり知らないところですが、エリアを区切れば、開庁時間以外に開放することはできなくはなく、いろいろな考え方があるだろうということです。

(事務局)

今、交流スペースの開庁時の開放など、利用の拡大の考え方についてありましたが、市役所庁舎であり、市民の個人情報や行政情報を保有することになります。

1階部分につきましては、窓口フロアということで、執務スペースが大半を占めることになりますので、それらの情報を管理する面から、開放して、市民の方に自由に使ってもらう形をとるのは、機能上、難しいものがあるのかなと思います。

先ほど、開放する場合にはシャッターをおろし、区分けすれば可能という話がありましたが、そうしますと庁舎建設に係るコストも増えますので、それらも含め、総体的に考えなければならぬと思っております。

(会長)

課題はいろいろとあり、それをどうクリアするかということです。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

基本的に、砂川市には交流スペースはいっぱいあるわけですよ。会長もご存じのように、すばらしい施設もつくり、周辺にもそれに類する施設があるわけです。ですから、そういうところを有効に活用できるようにしたほうがいいのではないかと思います。

庁舎建設に当たって経済的なことを度外視するというのは検討には値しないと思います。現状を考えれば、そのことも整理して取り組んでいかないと、しわ寄せが私たちに必ず来るわけです。ですから、我慢するところは我慢しなければならないと思います。

また、事務局からお話がありましたように、一定の業務に支障のない枠組みをつくることになるのとそれなりの負担もかかるでしょう。せつかくある施設ですから、今あるものを活用すればいいと思います。

個人的に言わせてもらえば、考えていることがあります。それ以上に交流スペースを市民が望むのであれば、僕は以前にも触れたと思いますが、商工会議所の問題を避けて通ることはできないと思います。だから、身近なところで交流がしたいのであれば、そういう施設を有効に活用できるようにしていく方向で検討されれば、市民だってまちに行って商店街を利用したり、まちなかをにぎわわせたりする機会が多くなるわけですので、そのようなことを考え合わせながら検討されたほうがいいのではないかと思います。

(会長)

重要なところを指摘してくれたのではないかと思います。

実は、思い出してほしいのですが、基本構想を策定した段階で附帯意見をつけたわけです。そのとき、用地選定でああでもないこうでもない議論し、この場所につくろうとなったわけですが、もう一つ大きな議論として、中心市街地の活性化をどうするかがあったわけです。喧々囂々とやった上で、それは非常に重要な話であり、今、委員が言われたようなことがあったわけです。しかし、ここは庁舎建設検討審議会なので、別立てで考えていくということ添えて、答申をお出ししたわけです。

ですから、そちらでやればいいのではないかという話も出てきているのです。ただ、こういう附帯意見を出してまだ間もないということはあるかもしれませんが、そちらの話が具体化の方向で動いているわけではないです。そういった中で、庁舎に、そんなに大きくはないとしても、情報発信や交流ができるような場所をとっておこうという意味みたいなものがあるのだろうと私は思っているのです。

というのは、附帯意見をつけたということもあり、その責任がありますので、そういう思いを述べさせていただきました。

この参考資料のイメージパースは結構いろいろな意味を持っておりまして、今の庁舎も

そういう使われ方になっているわけですが、窓口業務には忙しいときとそうではないときがあるわけです。特に3月から4月にかけての転出入が多い時期は戸籍課が混みますし、市役所のサービスとしてやらなければならないさまざまな業務がありますが、そういうスペースにも使えるのが臨時事務活用時でして、ブースとして区切り、パーティションで区切ればこのようにもできるというものなのです。ただ、そうではない閑散期もあるわけですし、そのときはカフェになっており、少し休めるスペースがあったり、打ち合わせができたり、資料を閲覧できたりということで、それに何を足していくのかはあるかと思えますけれども、そういう使い方ができるようなスペースの確保をしていく必要があるのではないかという意味合いが込められているわけです。

ですから、庁舎以外の機能を持ち込もうという話ではないのです。ただ、先ほど言われたように、他の公共施設の中に交流や情報発信するスペースがあるという話もあって、そういう議論を前回までごちゃごちゃにしてきていて、公民館機能をこちらに持ってくるという話もありましたけれども、そういう話ではないということです。

それは、それぞれの公共施設の利活用を考えるステージでどうしていくのかを考えていく必要があるだけです。ここでは庁舎の話をしていて、そこに必要なスペースを考えたとき、フレキシブルに使える情報発信や交流スペースの場が必要なのではないかということを描いたと理解しているのです。

もう一つは、先ほどの中心市街地の活性化についてですが、ワークショップでも出てきましたし、この審議会でも特に基本構想を考えるときには多く出たわけです。皆さんの頭にもそれは残っていらっしゃるかと思いますが、それは終わったわけではありません。ただ、それが実行に移されているわけでもありません。

そういうもののきっかけになるようなことが情報発信されたり、あるいは、交流という形で起きたりすること、それが私たちの議論していた庁舎建設の議論の一つの帰結であるだろうし、庁舎をつくった後に中心市街地の活性化をやっていかなければならないでしょうけれども、それにつながる布石をつくれるのではないかと思うのです。そういうふうはこの情報発信・交流スペースを位置づけることが非常に大事になるのではないかと整理できるのではないかと思うわけです。

このことについてご意見をいただきたいと思うのですけれども、大分整理できてきたと思います。そういうふうを考えますと、まちなかの活性化のイベントや情報発信みたいなものを庁舎のコーナーでやってみようという話は大いにあり得ますし、ミニSUBACOみたいなものをここに1カ月ぐらいオープンしてみるということもあるのかもしれません。

(委員)

市役所でイベントをやると言うと、おまえらは何を考えているんだと返ってきますよ。こういう話が出ていると話したのですけれども、市役所で何をするのだ、演芸会みたいなことをやるのかと言われるわけです。それはその人だとは思いますが。

ただ、いずれにしても、審議会に初めて出たとき、ある委員から出たと思いますが、市

役所では何の仕事をしているところなのかと思うというような話があったと思うのです。行政の仕事というのは、実際に携わって見ないとわからないですが、その業務を阻害するようなものを望んで取り入れることは避けるべきだと思うのです。

例えば、秘密を守るような作業もされると思うのです。もともとの発想は、震災などから始まって、それに耐えられないという施設の問題から発生してきているわけです。ですから、市民の生命を守るという基本に立って施設の改築に入ってきたわけですから、そこが中心になって検討されるべきだと思うのです。

イベントをする交流の場は既にあり、そこを有効に活用すればいいわけです。そんなにぜいたくできる砂川市ではないですし、今の国を見ても借金だらけで、これからどうなるかもわかりません。何を言っているのだと言われるかもしれませんが、そこら辺も含めて対応しないと自分たちに降りかかってくると思うのです。

そういう意味では、砂川市の行政運営は非常に恵まれている状況にあると思うのです。話は変わりますが、電線の地下埋設にしても、なかなか先頭を切って取り組めない事業もこつこつと進められており、幸せだなと個人的には思っております。

ですから、生命と財産を守ることを基本に考えていかないと、いたずらにと言ったら叱られるかもしれませんが、真剣になって検討しないとまずいのではないかと思います。

今回の資料も目を通したのですが、事務局もかなり苦勞して皆さんにさわりのないつくり方をしているのです。僕は市の職員を経験しているわけではありませんが、余りぜいたくをせず、ふさわしい施設をつくったほうがいいのかなと思います。

(会長)

重要なお指摘だったと思います。

ほかにご意見はございませんか。

(委員)

交流スペースのイメージについてですが、4階の景色のいいところでフリーWi-Fiがあって、カフェがあってというようなイメージを持っていたのですね。また、市民ワークショップのときの高校生の意見を聞いても、何となくそういう感じがあったのかと思うのです。でも、高校生や若い人たちが使うとなると、庁舎が開いている時間とは重ならないと思うのです。それで、庁舎の中に交流スペースがあって、誰が活用するかを考えると難しいかなと思いました。

また、実際に使っている感じを見ても、市役所の中でおしゃべりしましょうという流れにはならないのかなと思いました。公民館では、サークル活動をやった後に、時間が過ぎたけれども、打ち合わせしましょうという使われ方がされていると思うのです。それを市役所でするかといったらそうはならないかなと思いますので、その辺も考えた方がいいのではないかと思います。

(会長)

話がずれていってしまっていると思うのですが、情報発信・交流スペースという

のは市役所のために使われるスペースだということで、市民が自由に使ってやるのは公民館などなわけです。市役所がこういうことをやりたいと思ったとき、執務空間だけではなく、自由に使えるスペースをつくりましょうということが基本なのです。

それにどんな方でも来れるようにとやろうとすると、庁舎の開館時間がこれだけしかない、土・日はやっていないから無理など、いろいろな話が出てくるわけです。市役所がこうしたいということがあれば突破できるかもしれません。しかし、市民に門戸を開放することではないということなのです。事務局の話のを要約すると、そこで線を引いておかないと、一般公共施設みたく誰でも来られるようにしましょうとやると話がぐちゃぐちゃになってしまいますので、そういう方向ではないということです。

展望スペース云々については、前回に議論でされましたが、残っているのです。ですから、なくなったわけではありません。ただ、そこをどういうふうにするのかはもう少し深堀りしないといけません。

(委員)

2ページの囲みが問題なのかどうか、その結論を出さないと進まないのではないですか。そうしないと、いつまでもこうした論議になってしまうような気がするのですけれども、いかがでしょうか。これで何か問題があるのかどうかです。

(会長)

2ページの下囲みのところですね。

(委員)

利用スペースの議論経過とありますよね。私はこれでいいのではないかと先ほど言ったのです。周辺施設との連携も含めて検討することになっているので、それができるわけです。今、庁舎建設についてどうするかでして、これで問題があるのかどうかで、私は問題ないと思います。

(会長)

この内容でよろしいのではないかとということですね。すなわち、そういうスペースを設けることだということですね。

何度も口酸っぱく言っていますが、ここは意見が分かれているところなので、しつこくやっているのです。

(委員)

話がずれるかもしれませんが、情報発信スペースはすごくいいと思うのです。市役所で税金の収納率のアップの啓発のイベントをやろうとか、そういう市役所から発信する情報のイベント的なものができるスペースで、普段はコーヒーを飲んだりできるスペースになっているということですよ。

ただ、「情報発信・交流スペース」と言ってしまうと、みんなの頭の中は、そこに市民がいっぱい来て、何かイベントをやりながら交流する使われ方をしなければいけないのではないかというイメージが先に来ってしまうと思うのです。そうすると、そんなに人が来る

のかとか、本当に利用されるのかとか、そういうことになってしまうと思うのです。

でも、絵を見ると、例えば、手続きに来た人が待ち合いの時間に売店でお茶を買って、タクシーを待つ間にいるというような休憩スペースなものとして考えられ、それほど違和感がないというか、そういう使い方をするのかなというイメージが持てると思うのです。

今までの話では、市民が使ってイベントや催し物をやって、1時間や2時間しゃべって帰るスペースのイメージがあったのですけれども、それは交流スペースとするからなのではないかという感じがします。

先ほど駐車場のことでも事務局から説明がありましたけれども、短時間で帰る方が多いのが市側のイメージで、充電する時間はないということですよ。そういうイメージであれば、ただの休憩スペースで、市が何かを発信したいとき、このように使ったり、選挙のときに仕切って使うというスペースであれば、このままでいいのではないかと思います。わざわざどうやって活用されるのかという話し合いをどこかで持つ必要もなくなってくるという気がしますね。

(会長)

基本計画書としてはこのままでいいということですね。文言もいいのですか。

(委員)

交流スペースと言ってしまうからそういうイメージが出てくるのではないのでしょうか。

(会長)

皆様方はいかがでしょうか。

(委員)

フリースペースでいいのではないのでしょうか。

参考資料の見えてきた機能の市庁舎に必要な機能に、たまり場、フリースペースと書いてあるのです。それが交流スペースにつながっていくのですけれども、フリーに使えるスペースとして、情報発信・フリースペースではどうでしょうか。

A3判の参考資料に市庁舎に必要な機能として、たまり場、フリースペースとあり、それが交流スペースにつながっているわけです。それが先ほどの2ページの下の枠のところの情報発信・交流スペースになるわけですが、フリースペースにして、いろいろなときに使えるとなればいいのかと思います。

(会長)

言葉を整理して、使われている言葉ではそうなるのではないかというご指摘でした。

4ページの交流の場をフリースペースとして、内容としては情報発信や休憩ができるということですね。交流ということに特化させないということで、交流と言い出すとわけがわからなくなるので、それはやめておこうというご提案でした。

まだご発言なさっていない方はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、整理します。

資料3に書かれている話はこれでよいということで、「情報発信・交流スペース」というところですが、これだとイメージが揺らいでしまうので、「フリースペース」と整理することにさせていただきたいと思います。

これでよろしいでしょうか。

(事務局)

今、交流スペースについてご意見がいろいろとありましたが、事務局といたしましては、今回、交流スペースとしてご提案させていただいた理由がございます。

前段、皆さんにご協議いただきました基本構想におきまして、基本理念の三つ目の基本方針5で、利便性、快適性の高い庁舎という項目があります。この中で「市民が気軽に立ち寄り、交流できるスペースや空間を確保するなど、市民の触れ合いの場として親しまれる庁舎を目指します」ということがうたわれておりますことから交流スペースとしてご提案をさせていただいております。

フリースペースや休憩スペースなど、いろいろなイメージを持たれるかと思いますが、基本構想の基本方針に沿って名称をつけてご提案させていただいたことをご理解いただきたいと思います。

(会長)

事務局としては原案でいきたいということでした。そのほうが基本構想との齟齬がなくなるだろうということです。

(委員)

検討したということで残しておくことでいいのではないのでしょうか。

(会長)

基本構想から基本計画、この先に基本設計、実施設計に入るわけですがけれども、私たちが時間をかけて議論してきたことについて、設計するステージになったとき、もう一度振り返ってこうしようということを取捨選択していく作業が出てくるわけです。設計サイドから見たとき、これはもうちょっと決まっていなくて設計ができないという項目も当然出てくるわけですが、そういうところについて、先ほどご提案があったように、少し具体化するようなフェーズが必要になってくるということもあるわけです。

多分、委員は、地域交流センターゆうの計画をつくるときに携わっていた経験があるので、そういう局面が発生することを体感されているのではないかと思います。ですから、検討をしないということには多分ならないのではないかと思います。今問題になっている情報発信・交流スペースのところをどう使うのかという話はまたその局面でされていくことになるのかと思います。

このメンバーでこれだけ時間を費やして議論したものは、この資料3の基本計画の導入機能の9のようにまとめたらどうかということだと思いますが、どうでしょうか。

(委員)

基本構想から来ている流れがあり、交流スペースという名前になっているからという事務局の提案でしたが、審議会にそれを提示していただいたとき、市民ワークショップの中でイメージとしては自由空間の場であるということがあって、それで見えてきたものがフリースペースと表現されているわけで、我々審議会の委員から表現の仕方はこちらのほうがいいのではないですかとあったことは大事なものだと思うのです。

あくまでも原案でいいですというのではなく、この部分をこのように変えようと言っているわけで、それは何のためにここにいるのかというアリバイでもあるのです。私もフリースペースのほうがかえってじっくりいくのではないかという気がしているのですが、いかがでしょうか。

(会長)

今ご意見が出されましたが、ほかの方はいかがでしょうか。

意見がないと挙手による採決しかなくなるのですが、いかがでしょうか。

(委員)

交流かフリーかはどちらでもいいのですけれども、認識の確認です。

このスペースは、市役所で説明会があるなど、そういう意味でのスペースということではよろしいのでしょうか。一般の方が利用したいということはないと理解したのですけれども、それでよろしいのですね。

例えば、選挙のときは囲って使うのでしようけれども、市役所側で何かをしたいときに自由に使うと。一年中やるわけではないですが、何かのときにはこういうふうに囲って使うというイメージだととったのですけれども、そうではないのですね。

(会長)

そういう時期が参考資料のイメージパースの下のところで、そうではないときもあるのです。

(委員)

市民の方が自由に使えるというのは生きていますか。

(会長)

ただ、その自由さやそこでやる事柄についての制限は当然かかるだろうということです。時間の問題もありますし、のべつ幕なしにやるわけにはいかないだろうということです。ただ、その枠組みをどうするのかをここで決めるわけにはいかないで、それをもう少し具体化するような原案をつくる会を別立てでつくったほうがいいのかというご意見だったのでですね。

(委員)

認識が違いましたね。

(会長)

ですから、市の政策に沿った形で市民の方々に参加してもらい、あるいは、この時間に限ってフリーになっているなど、そういうことが出てくるのだと思うのです。

(委員)

運用のあり方ということですか。

(会長)

そうだと思います。審議会としては、そういったスペースを置くのだと結論づけておき、運用のあり方については、この審議会ではないにしても、継続して議論していき、実現させていくということだという位置づけですが、どうでしょうか。

名前はどうしますか。フリースペースにしますか。

イコールだと思われてきたのだと思うのですが、併記するようにしてはどうですか。「情報発信・交流スペース（フリースペース）」とするのです。フリースペースというのは市民ワークショップで出てきた言葉であって、それと私たちが言っているものは一緒だということで位置づけるのはいかがでしょうか。「交流」についてはいろいろとありますけれども、それも先ほど整理した事柄の枠内にはめられることだと思うのです。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、(2)の環境負荷の低減についてです。

事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

(2) 環境負荷の低減について資料4に沿って説明

(会長)

専門用語が結構出ており、わかりにくいところがあったかと思いますが、ご質問やご意見があればいただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

基本的に、公共施設を新築する場合、地球環境に配慮することを率先してやっていかなければならないでしょうということ。また、同じことになりませんが、庁舎ですので、地域のモデルを示していかなければならないということがありますから、こういった技術を積極的に導入したいということ。ただ、これはお金がかかる話なので、費用対効果を見極めながらということになりますが、そういうことをしていくと計画でうたうということ。よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにさせていただきます。

次に、（３）のライフサイクルコスト縮減についてです。

事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）

（３）ライフサイクルコスト縮減について、資料５に沿って説明

（会長）

これは、資料４と連動する話で、省エネを図ることが結果的に維持管理コストを減らすことにつながります。ですから、環境負荷の低減をやること、そして、ライフサイクルコストを縮減することは非常に連動します。

何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

（会長）

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

（会長）

それでは、このようにさせていただきます。

次に、（４）の議会機能についてです。

事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）

（４）議会機能について、資料６に沿って説明

（会長）

議会側にも諮り、このようにまとめたとのことですが、何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

（会長）

前々回の審議会でしたか、庁舎内を見学し、議場の中にも入りましたけれども、提案としては、２層式ではなく、同じ階に全部を納めるものとなっております。そうすることで前回に出てきたゾーニングが可能になるわけです。現庁舎は、北と南で分かれており、それが複雑な状況をつくっていますが、そういうことがないようにしましょうとのこと。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

（会長）

それでは、このようにさせていただきます。

次に、（５）の防犯・セキュリティ機能についてです。

事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）

（５）防犯・セキュリティ機能について、資料７に沿って説明

(会長)

先ほど情報発信の話のときにも出ていたことと関連するものです。ＩＣカードを使うことが望ましいとありますが、それはこれから検討するのですか。

(事務局)

はい。

(会長)

わかりました。

ほかにご意見はございませんか。

(委員)

参考までにお伺いしたいのですが、市長室は４階をお考えなのですか。

(会長)

これはセキュリティレベルですね。前回の資料では、市長室は３階だったかと思います。

(事務局)

前回の審議会でお示ししました階構成の４階案では、市長室は３階に設置するとさせていただいております。記載している設定事例というのは、階構成ではなく、セキュリティレベルです。

(会長)

ほかにごございませんか。

(委員)

細かいことですが、ホール等で一般の方がスマホなどで情報を得ることもあり得ますし、職員の方でも個人持ちのスマホ等を持ち込んでの情報漏えいなどについてはどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

(事務局)

庁舎ネットワーク内の行政情報についてですが、庁舎内は特別な状態が確保されておりますので、外から持ってきた電子機器でW i - F i 等により情報が漏れることはありません。また、通常業務で扱っているパソコン等についてですが、ルールがあり、市役所から持ち出してはいけないことになっており、セキュリティは確保されていると考えております。ですから、心配はないと考えております。

(委員)

イタチごっこで、どこまでかというのはあるのですけれども、例えば、市民が使えるインターネット環境をつくると思うのですけれども、職員の方がスマホのカメラで撮って、ネットで流すことは可能ですよね。それを突き詰めればきりが無いと思うのですけれども、職員の方の仕事上の運用というのか、個人の携帯電話についてどう運用していくのかということですが。

(事務局)

職員に関していいますと、セキュリティポリシーを定め、運用しておりまして、今でも個人が行政情報を持ち出すことは違反行為であり、犯罪行為でありますので、きちんと定められているという理解をしていただければと思います。

また、W i - F i 設備を設置することになると思いますが、オープンなところですので、それは市民も使えますし、職員がそれを使うことがあったとしても個人的な範囲でやってもらう話となります。市の職員が行政情報を自分のスマホに取り込んで何かをすることが違反になりますので、しないよう指導を十分にしており、もしあれば犯罪だと思っていただければと思います。また、セキュリティポリシーについては研修もしておりますので、ご安心いただければと思っております。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにさせていただきます。

次に、(6)の構造計画についてです。

ここまでが第4章で、ここからが第5章となります。次の審議会で目次や章立てが出てきて、どこに何が入るかがわかるようになると思います。

これは第5章の施設計画の中の第5節の構造計画となります。今日は細切れで示されておりますが、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

(6) 構造計画について、資料8に沿って説明

(会長)

建築の専門的な話でしたけれども、主に採用される構造種別としてこの三つが一般的だろうということです。それで、今ご説明にあったとおりですけれども、一番の違いは、比較表の上段に書いてある主架構の標準スパンと言って、柱と柱の間の長さで、RC造は10メートル以下ぐらい、SRC造は10メートルから15メートルぐらい、S造は20メートルぐらいというところです。

これらをどうやって取舍選択するかは、ずっと話している建物の形状、その中に執務スペースをどういうふうに入れるのか、あるいは、議場をどういうふうにするかなどでなされるわけです。もちろん、それぞれの構造にいいところもあり、工夫しなければならないところもあり、工夫するところはしていくわけですが、実際の設計の段階で構造種別を決

定していくわけです。ですから、基本計画の段階では三つを併記しているのご理解していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

参考までにお伺いします。

私はラーメンについては食べるものしか知りませんが、これは何ですか。

(会長)

柱梁構造のことを言うのです。柱と梁で構造体がつくられるものを言います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにさせていただきます。

次に、事業計画についてです。

事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

(7) 事業計画について、資料9に沿って説明

(会長)

事業手法については、基本構想の段階では四つでした。従来方式の分離発注方式から設計施工一括発注方式があり、それも維持管理も含めたもの二つを入れていたのですね。従来方式か、E C I方式という実施設計段階から施工者を入れながらやるものか、どちらでやろうかを併記しているということです。ただ、先ほどあったように、とは言いながら従来方式で何とかできないかを考えているということでした。

もう一方を残しているのは、建設の厳しい状況として、広域的な問題のほか、時間が限られているということもあるので、適切な方式で事業を推進していこうということを基本計画にうたっているということです。

概算事業費等はこのようなもので、3ページのグラフを見ていただければすごく高騰しているのがおわかりかと思います。これは何を示しているのかというと、鉄筋工や大工の1日当たりの賃金が幾らかを出しているのですけれども、29年度は2万1,300円から2万2,000円となっているのです。しかも、道内には余りいなく、私はある現場にかかわっていますけれども、沖縄から引っ張ってきたり、海外の人を呼んできたり、いろいろなことをしてやっと確保できるような状況で、砂川市でも相当厳しい状況に陥ることはわかっているのです。それで、残念ながらといいますか、上に書いてある実績値より10%ぐらい上乘せして概算事業費を想定しているということでした。また、その内訳が4ページにありまして、その財源については前から話をしておりです。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにさせていただきます。

以上で今日、用意しました議事は全て終了いたします。

4. その他

(会長)

続きまして、その他に入ります。

事務局からお願いいたします。

(事務局)

次回以降の審議会の日程についてお知らせいたします。

まず、次回の第11回目ですが、10月11日水曜日です。時間は、本日と同じく、午後6時からとなります。基本計画の内容については今日で全てを議論していただきましたので、次回は全体調整として基本計画の答申案についての確認を予定しております。

次に、第12回目の審議会ですが、10月25日水曜日です。答申内容について最終確認を行った後、市長に答申を行っていただきたいと考えております。10月25日の開催時間は、通常より早く、午後4時からを予定しております。

お忙しい中、大変恐縮ですが、ご出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、全体を通してご発言になりたいことはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

5. 閉 会

(会長)

それでは、これで第10回審議会を終わります。

ご協力をどうもありがとうございました。

以 上